

司法制度改革の進展を背景とした学校教育の現状と課題 —法務省作成教材「ルールづくり」と「模擬裁判」の分析を通して—

三 浦 朋 子

千葉大学・教育学部

The Present Situation and Issues about Education of Laws in Primary and Secondary School System in Japan

MIURA Tomoko

Faculty of Education, Chiba University, Japan

本稿の目的は、司法制度改革以降の学校教育における『法の教育』の変化および現状と課題を整理し、その方向性を示すことにある。現在、小中高等学校では、法やルール・きまりを取り上げた授業が増えている。この背景には法務省による法教育の推進、学習指導要領の改訂などの後押しがあった。しかし、学校現場に法教育の理念と実践が十分に浸透しているとは言えない。本稿では、その要因を探るために法務省が作成した二つの教材「ルールづくり」・「模擬裁判」を取り上げて、以下に挙げる二つの問題意識を中心に検討した。第一に、国や行政主導の司法制度改革と法教育の推進であること、第二に、法化社会の進展という社会的背景が影響している。本論での検討をふまえて、これからの学校教育においては、子どもたちが自らの生活と法の役割を結びつけ、法化社会のあり方や社会参加の意義を考え、社会や法を形成する主体としての市民を育成する教育がいつそう求められることを指摘した。

Today, Since Justice System Reform in Japan, classes at Primary and Secondary schools that took up laws and rules, regulations have increased. Pupils there have recognized the relation between laws and their life. As a result, they are able to consider future society which is based on laws, and learn their active participation in our society. Some people said that today is legalized society, where the role of laws has been complicated and diversified. As a result, teachers who want to make teaching plan about laws meet with some problems. For instance, teachers cannot understand easily a concrete function of laws, in consequence depend on partial characters of laws, such as, authoritarian, compulsory character. These attitudes influence their making teaching plans about laws. Why do it become like that? And what is a preferable educational program about laws? At first, this paper aim to introduce the movement of the administrative efforts in Japan. The Ministry of Justice has arranged to put the Law-Related Education into effect in Japanese schools. And now is struggling to the new educational models of laws. Following its policy, contents of the course of study were revised by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology in 2008. As the second, this paper aim to analyze two typical teaching materials, "Making rules" and "Mock Trial", and clarify the cause of confusions and some problems by making teaching plan about laws. The former materials, "Making rules", aim to make rules than to consider means of rules, and understand rules as the way to solve problems. But we need to notice the negative aspect of the rule, and estimate rules after making them. The latter, "Mock Trial" is not enough to consider the ideal way of the lay judge system.

The new type of law education in schools wants to make pupils think about the role of laws or rules is to train their citizenship so that pupils can manage the social life. However, it is not enough and it needs more efforts. Especially it is necessary to consider the role of laws from many other angles.

Therefore, this paper proposed three viewpoints that refer to new direction in education of laws; 1. how teacher should understand laws, 2. reconsider educational program in schools, and 3. share information and knowledge about laws and their society with other teachers.

キーワード：法教育 (law-related education) 教材 (the teaching materials) ルールづくり (making rules)
模擬裁判 (mock trial) 法化社会 (legalized society)

I はじめに

本稿の目的は、司法制度改革以降の学校教育における

『法の教育』の変化、および現状と課題を整理し、その方向性を示すことにある。平成11(1999)年、内閣に司法制度改革審議会が設置され十数年が経過した。その間、司法全般において数々の制度改革が行われ、それらは既存の初等中等教育に大きなインパクトを与えるものと

連絡先著者：三浦朋子

なった。とくに平成21(2009)年5月より施行された裁判員制度は、市民が直接裁判に参加し判決を下すことになり、社会的にもその動向が大いに注目されてきた。平成20(2008)年に文部科学省により改訂された学習指導要領の中学校社会科公民的分野では、裁判員制度の取り扱いが明記される。このような市民の社会参加を促進させる動きは、私たち一人ひとりの意識改革のみならず、学校教育の内容や方法に対して、その再考を促すきっかけとしても働いている。

こうして司法制度改革に後押しされる形で注目されてきた『法の教育』だが、現実には学校教育において十分な議論がなされ、実践が行われているとは言いがたい。また教員にとっても、子どもたちにわかりやすく法の意義を捉えさせる授業を行うことに難しさを感じている側面がある。

では、なぜ『法の教育』が十分に浸透しきれず、困難な状況に直面しているのだろうか。その理由を探るためには、改めて司法制度改革が『法の教育』にとってどのような効果をもたらしたのかを考えておく必要がある。たしかに、表面的には改革の進展が『法の教育』を促進させる効果があったといえる。しかし司法制度改革も、そこで推進されてきた“法教育”も、国や行政によるイニシアチブのもと進められてきた点では共通しており、そこに何らかの要因があると予想される。

一方、司法制度改革が『法の教育』を後押ししたという見方は結果論にすぎず、『法の教育』を促進させる何か別の社会的要請の存在があったと考えることも可能である。それを明らかにするためには、司法制度改革そのものを促した日本社会の変化に目を向ける必要がある。日本では、高度経済成長とともに、急激な都市化や工業化、国際化が進み、法の役割、機能が高度に複雑化してきた。また情報化や価値観の多様化といった環境の変化も、社会にとって法の役割が増す法化社会の進展に大きく影響している(田中 2000:1-4)。例えば社会福祉や公共サービスに対する市民の要望の多様化、インターネットの普及に伴う情報保護の必要性、医療技術の進歩に伴う生命の尊厳の維持など、これらは市民生活の質的保障に関わるがゆえに、市民参加の必要性が求められている。同時に、このような新たな社会的課題、リスクへの対応すべてに法が関与(介入)している。そこで、これからの学校教育における『法の教育』のあり方を考えていく上で、現代社会が大きく変動する過程を、法システムの現代的変容との関係で分析する“法化”は、重要な視点だと思われる¹⁾。それは法化社会の進展を肯定的、あるいは否定的に捉えるかという議論ではない。現に社会の中で進行する法化と、そこで克服すべき課題の存在を認識することが、現代社会の理解と市民参加のあり方を子ども自身が考える上で、必要だと考えるからである。そこで今なお変化の過程にある法化社会の動向をふまえて、これからの『法の教育』にどのような方向づけを与えようのかを検討したい。

ここで整理しておく、本論は二つの観点から、現在初等中等教育段階で行われている『法の教育』の現状と課題を明らかにする。第一に、国や行政を主導とした『法の教育』あり方についてである。とくにこれまで国

が推進してきた司法制度改革と、それに伴い法務省が展開してきた法教育実践の特徴と課題を明示する。第二に、法化社会の進展を背景にした『法の教育』のあり方である。法化は、社会にとって法の役割が増し、法そのものが変容する過程を指している。まさに司法制度改革もその動きの一つであった。そこから法教育の実践を見直してみることは、学校教育のなかで、社会と法の変化にどう対応できるのかを考えていく上で手がかりとなるだろう。

以上の観点から、教育現場において法を扱う際に生じている課題を整理し、『法の教育』をどのように展開させ、またその意義と可能性とを学校教育に位置づけていくことができるのかを考えていく。

II 『法の教育』に関わる行政の動き

1 司法制度改革の位置づけ

まず『法の教育』という言葉には、広義の対象が含まれていることを確認しておきたい。大学での教養科目や法曹養成の目的で行われる“法学教育”、あるいは法務省等により初等中等教育段階で推進されている“法教育”、さらには、学校教育に限らず、法やルール・きまりに関連して社会教育や家庭教育なども含まれるだろう。これらは教育の目的、内容および方法ともに大きく異なるため、一概に論ずることはできない。しかし法の教育を見直すきっかけとなった背景には、その根本に共通する側面があると考えている。それが、司法制度改革である。

司法制度改革は、1990年代以降、バブルの崩壊とともに国が取り組んで政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革など、一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置づけられた。そこでは事前規制型の社会から事後救済型の社会への移行が目指され、「国民の期待に応える司法制度」、「司法制度を支える法曹の在り方」、「国民的基盤の確立」という三本柱によって、司法のあり方全般に対する見直しを図るものであった²⁾。そしてこの中には、法曹養成制度(法科大学院の設置、司法試験の見直し)や国民に対する司法教育の充実³⁾が盛り込まれており、まさに既存の『法の教育』全般に対して、質的变化を要請するものであったといえる。

司法制度改革自体、司法に関連する制度を見直すことによるのみ完結する改革ではない。日本社会そのもののあり方、すなわち「国のかたち」をどう方向づけていくかを問うものであり、その成果に対する継続的な検証というプロセスを必要とする(佐藤ほか 2002:14)。そして制度改革後に見え始めた具体的課題に対しては、よりよい方法を検討していかなければならない。すでに司法制度改革意見書が出されて10年以上が経過した。そうした時期にある今だからこそ、改革とともに新たな形で要求された『法の教育』が、学校現場においてどのような状況にあるのかを、具体的に検討していく段階にあるといえる。

2 法務省による「法教育」推進体制

授業の検討に入る前に、まず以下では、現在、学校で進められつつある“法教育”の推進に積極的な役割を果

たしている法務省の動向を紹介しておく。

法務省では、平成15（2003）年5月、法務省大臣官房司法法制部により「法教育研究会」が設置され⁴、平成17（2005）年5月からは「法教育推進協議会」としてその活動が引き継がれている。元々、これらは司法制度改革審議会において「司法教育の充実」が提言されたことを受けて発足したものであった。法教育研究会の主たる目的は、学校教育等における司法及び法に関する学習機会の充実を図ることにある。これまでの審議過程では、法教育の理念の検討や実践の分析をふまえた教材作成などが行われてきた。ここでいう法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」と定義されている。また中学生を対象に作成された4つの教材が、「ルールづくり」・「司法と消費者保護」・「憲法の意義」・「司法」である。その後、推進協議会へと名称変更してからは、小学校向けの法教材や高等学校を想定した民法分野の教材開発が行われ、平成19（2007）年2月には「裁判員制度を題材とした教育教材」が作成・公開されている。また平成22（2010）年からは、法務省内部に「法教育プロジェクトチーム」が立ち上げられ⁵、学校現場に職員を派遣して、子どもたちに刑事法、民事法、公法の各分野の授業を行うほか、教員を対象に「法教育とは何か」を普及させる講義を行っている。

こうして法務省は、法教育の推進にあたり中心的役割を果たしてきたのだが、そこでは法曹界の調整役も兼ねていた。というのも、法務省が法教育研究会を設置する以前から、裁判所や検察庁、弁護士会、司法書士会等では、学校への講師派遣や見学の受け入れといった教育・広報活動が行われてきた。より具体的には職業・仕事内容の紹介、裁判傍聴、法や司法に関する様々な問題（非行問題や人権問題、消費者問題、等々）を防止するための教育など多岐に渡る。このように各方面からの教育に関わる取り組みが行われてきた中で、法務省での審議を通じて、それぞれが考える法教育のあり方が教材づくりに反映されてきた。つまり、これまで個々に行われてきた教育活動を“法教育”という枠組みで整理し直し、法教育の原型が形成されていったといえる。その意味では、法務省が法曹界の調整役として、法教育の形づくりに果たした役割は大きい⁶。

3 文部科学省による平成20年版学習指導要領の改訂

次に文部科学省の方針について、学習指導要領に示された各教科の目標や内容等から確認しておく。平成20（2008）年に改訂された新学習指導要領では、法教育の内容に関わる要素が盛り込まれた。たとえば小学校社会科では、「地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり（第3、4学年）」、「国民の司法参加（第6学年）」について扱うこと（文部科学省 2008a：34-42）、道徳教育では、指導内容の重点化を図るにあたり「社会生活上のきまりを身に付け、守り、法やきまりの意義を理解すること」（文部科学省 2008a：105）、特別活動では、「よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動」（文

部科学省 2008a：115）が明記された。また中学校社会科公民的分野では、「きまりの意義について考ええ（中略）契約の重要性やそれを守ることの意義」に気付かせること、「裁判員制度についても触れること」（文部科学省 2008b：41-45）、技術・家庭科では、著作権等の情報モラルに関する学習、消費者の基本的な権利と責任の扱い（文部科学省 2008b：98, 102）が明記された。これらの記述が加わったことで、ここに示された内容を展開する授業の根拠が明確になったといえる。

現時点で学習指導要領の中に、法やきまりに関する内容が記述されたことは、小中学校において法教育を実施する条件の基盤が整ったと肯定的に捉えられる（江口・磯山 2008：21-27）。ただし、国に示された基準以上に法教育は、既存の領域・教科の枠組みにとらわれない可能性のある教育だということを付け加えておきたい。

4 『法の教育』の進展に向けて

法務省や関係諸機関が推進する法教育、あるいは、学習指導要領の記述に盛り込まれた法教育に関連する内容は、それ自体あくまで『法の教育』に関する一つの考え方であるといえてよい。実際に、これまで現場の教員が個々に実践してきた教材の中には、広い意味で数多くの『法の教育』が存在している。とくに社会科教育では、日本国憲法や現実の社会問題を取り上げて考えさせる授業が試みられ、その点では、法教育のねらいや教材と結びつく内容も多い。新たに定義され作成された教材に添う形だけが、法教育であると固定的に捉えることは、『法の教育』の発展可能性を狭めることになりかねない。法務省の作成した教材に付記されているように、4つの教材は試案的に作成したものであり、多くの学校がそれぞれの実情に合わせて活用されることが望ましいとされている（法教育研究会 2005：16）。

だが、法という観点を介して子どもたちの思考力を深める法教育の裾野の広さが、逆に法教育とは何かを捉えにくくさせ、学校での実践のしかたについても混乱が生じているといえる。

その一つが、法教育を実施する時間の確保である。現在の小・中・高等学校のカリキュラムの中で、日本国憲法をはじめ直接法を取り上げる機会が多い教科は社会科である。それゆえ法教育の理念や教材は、学習内容や方法を工夫することにより、それまでの社会科の授業へと取り込むことが可能である。また、他教科や教科外カリキュラム（道徳や特別活動など）での実施も考えられることから、法教育という別個の新教科を導入するよりも、既存のカリキュラム構成の中に位置づけていくほうが、法教育の実施基盤の確立に向けて近道のように思われる。しかし、各教科にはそれぞれの目標が定められており、その中でどのように法教育を位置づけてくのかは、今後検討していくべき課題である。

さらに近年の学校現場には、社会の急速な変化を受けて環境教育や経済金融教育、消費者教育、情報教育、国際理解教育といった新たな「〇〇教育」の実施を求める要請が次々となされている。それぞれの教育が注目されるに至った経緯や目的意識が異なるため、それらの推進母体となる省庁や関係諸機関は横の連携が取れているわ

けではない。そのため各々が推進する教育の重要性を強く主張するにとどまり、類似するテーマを取り上げているにも関わらず、授業のねらいや重点のおき方が異なっている。ここには国や行政が上から一律に推し進めようとする教育の限界が表れているといえる。教育の内容や方法を細かく定めて全国的に導入させようとする中で、関連する内容を含むそれぞれの教育の共通点が意識されないまま、地域や学校、教員への圧迫感を生み出してしまふ。また社会全体を総合的に捉えつつ、個別のテーマや事例を理解していこうとする視点が弱くなる。その点では、先に挙げた各教育がその立場に固執し続けるのではなく、それぞれの特徴を生かした横断的かつ総合的な取り組みが求められるといえる。とくに法や法化社会という状況の理解の中には、環境や経済金融、消費者、情報等のすべての問題に法が関わっており、その意味では他の分野ともつなげやすい。このような社会と法との関わりの中で、子どもたちが多様な立場、利害があることを理解し、より深く現実の問題と向き合えれば、子ども自身にとっても学ぶ意義が見出しやすい。また、このことが社会科のみならず、学校教育全体を見直す契機になるはずである。限りある授業時数の中で、子どもたちが何を考え学んでいく必要があるのかを、法教育やそれ以外の教育も含めて、総合的に配慮したカリキュラム研究は、長期的な観点からも取り組むべき課題であろう。

もう一つは、法教育の内容および方法についてである。法務省の推進する“法教育”以外に、すでに多数の法の教育が存在していることは先にも述べてきた⁷⁾。とりわけ法教育の推進以降は、似たようなタイプの実践が増えてきており、国が進めてきた法教育の考え方が反映されているものが多い。言い換えれば、法務省をはじめとして様々な教材が作成されてきたことが功を奏して、一定の成果が積み上げられてきたといえる。だがその反面、それぞれの授業の根底にある法の理解や、授業における法の扱い方、法教育に対する考え方には特徴があり、検討の余地を残している。そこで、教員自身がいかにか法を理解し、子どもたちが、法を通して社会と向き合える授業を展開していくことが可能なのかを、法務省により作成された教材および小中学校における実践例を通して検証する。

Ⅲ 学校教育における『法の教育』—授業づくりの実践的課題

1 単元名「ルールづくり」の授業

(1) 教材の概要

本章では、「ルールづくり」と「模擬裁判」という二つの授業を取り上げ、授業の中で法がどのように扱われているのかを検討する。

ルールづくりの授業は、これまで様々な具体例が取り上げられて教材開発が行われている。たとえば、法教育研究会が作成した4つの教材のうちの一つは、「ルールづくり」である。これはさらに二つの小単元（「ごみ収集に関するルールをつくろう（3時間）」「マンションのルールをつくろう（4時間）」）から構成されている（法教育研究会 2005：40-75）。またこのほかにも大杉

（2006：72-87）による「漂流ゲームをやってみよう（漂着した無人島生活でのルールづくり）」や「テレビゲームで遊ぶためのルールをつくろう」、横浜弁護士会作成の「カラオケボックスのルールづくり」⁸⁾などがある。

ルールに着目した複数ある授業のうち、本稿では法教育研究会による「ごみ収集に関するルールをつくろう（中学校対象）」を分析する。また同じテーマで、小学校4年生の社会科を中心とした学習「ごみ出しルールを考えよう（全21時間）」の単元が実践記録とともに紹介された文献がある（江口・磯山 2008：90-101）。それらも参考にして子どもたちの実際の反応を確認し、ルールづくりの授業に共通した特徴と課題を抽出してみたい。

まず法教育研究会が作成した教材の大まかな流れを確認しておく（法教育研究会 2005：42-62）。授業の単元目標は、①ルールについての関心を高め、社会生活におけるルールの意義について考える態度を養う。②ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活にける取決めの重要性、集団内の個人の自由を保障するためのルールの必要性、それを守る意義について考えさせる。③事例の望ましい解決策（ルール）を作成し表現させる。④作成したルールについて、合理的に考察し評価することができる、の4点である。全三時間で構成された単元指導計画の概要は、以下の通りである。第一時「ごみ収集に関するルールをつくろう」では、ある架空の町内会でごみの収集場所をめぐる生じた紛争の解決策を考えさせるために、利害対立する幾つかの立場（収集場所周辺の住人、古くからの住人、新しく引っ越してきた住人、不動産屋、町内会長、商店街の店主）で班ごとに分かれ、収集場所をどこにするかを考える。第二時「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」では、それぞれの立場から考えたルール（町内会規約案）を班ごとに提案させ、全体で話し合った後に役割演技を終了し、今度は生徒個人、全体の順に望ましい規約案を検討する。ここで事後学習として、町内会役員班による検討会議を行わせ、町内会規約を決定させる。第三時「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」では、決定した町内会規約を発表し、ルールを評価する3つの視点（①手段の相当性、②明確性、③平等性、④手続の公平性）に基づいて検討させる。その後、もう一度生徒自身が最もふさわしいと考えるルールをつくらせ、最後に学習の振り返りとして、ルールづくりの条件（①ルールの必要性、②ルールづくりの合意形成の方法、③ルール評価の視点）を考え、まとめさせる。

授業では、まず問題を把握した上でルールづくりを行わせ、その後に自分たちが作成したルールの評価を行わせる展開となっている。また本教材の紛争は架空の状況であり、紛争に関係する人々の主張の内容は、事前に設定されたものである。そのほか生徒には、紛争を身近に意識させるための事前学習として、1週間程ごみ出しを体験させ、感想をレポートにまとめ発表させる活動も組み込まれている。

授業後の中学生の感想は、「ルールは必要、つくるのに手間がかかる、つくったあとに守ることが重要」といった内容や、「ルールには限界がある、公平にするのは難しい」「ルールが無かったらどうなるのか他の人と

も考えていきたい」など、肯定でも否定でもなく、どうしたらルールが生かされるのかを、さらに深めるきっかけとなるような発言がみられる（法教育研究会 2005：19-21）。一方、小学4年生が考え出した「ごみ出しのルール」を紹介しておく（江口・磯山 2008：99-100）。まず全体発表の段階では、「収集場所を変える（誰の家もないところ、壁沿い、空き地。）」「罰金と看板で知らせる。」「夜中に出されないよう防犯カメラを置く。」「出す人のごみ袋に名前を書く。」「集積所にごみを出した時間を書く。」「ガードマンを置く。（これに対しては「お金がかかるよ。」という意見も出された）」などのルールが提案されている。次に、各自がノートに書いたルールの主なものとしては、「町会だけで記号を決め、その記号をごみに書く。出した日時を備え付けのノートに書く。きちんと出さなかった場合、罰金3,000円。」「ごみの種類で色分けしたシールを貼ってごみを出す。」「集積所周辺では、タバコを吸ってはいけないことにする。吸った人は、罰金5,000円。」「生ごみを出す場合、水をよく切り、ごみ袋を密封する。あまりにもルールを破った場合、町会に呼び叱る。5回以上破ったら罰金8,000円。」などである。ルールを違反した者への罰を与える内容が多くみられた。

(2) 授業の特徴と課題

「ルールづくり」の授業は、自分たちでルールをつくるプロセスを体験することにより、ルールの身近さやその存在意義とともに、合意形成を経てつくっていくことの難しさを理解するねらいがある。また自分たちで作り、守ろうとする規範意識や、状況の変化に応じてルールをつくりかえるといった主体的な参加の意義を学ぶこともねらいとされている（法教育研究会 2005：18-19）。子どもたちにとって身近な生活と関連づけやすい内容から、法やきまりの意義を体験的に理解していくことは、子どもの関心を高めやすく、活発な意見が出されやすい。

以下ではこの授業が単元目標を達成し、「ルールづくり」の授業として十分な内容になっているのかを三つの点から検討していく。

第一に、ルール作成の必要性が子どもたち自身にみえる形になっているかどうかである。ルールづくりは、問題の解決策として、あくまで一つの方法にすぎない。だがこの授業では、ルールをつくること自体が目的になり、ルールの必要性を吟味したり、ルールづくりへ向け子ども同士での合意は必要とされない。つまり、ルールづくりが目的化され、紛争解決のための手段の一つでしかないルールを、過大評価する傾向にあるといえる。ここで問題の全体像の把握と様々な対応策を相対的に吟味し、子どもたち自身にルールの必要性を考えさせることが必要ではないだろうか⁹。例えば、ごみ出しのルールづくりの場合、ルールの作成に入る前に、当事者の立場から主張を行わせるだけでなく、被害の大きさ（ごみの散乱、悪臭など）や想定されるリスク（不衛生、タバコのポイ捨てによる火事など）といった問題に対する考察をまず深めることが重要である。そして、自分たちが理想とする改善後の状況や目指すべき方向性を出し合いながら、どうすれば問題を解決できるのかを考え、そこでもし「ルールをつくってみんなで守っていこう」という考え

が子どもたちの中から出てくれば、そこからルールづくりの授業をスタートさせればよい。

第二に、子どもたちにつくらせようとするルールの役割、社会的な機能のちがいが整理されないままに理解されるという点である。小学校での授業は、学習者の発達段階を考慮して、遊びのルールや家庭内でのルール、学校でのルールなどの、身近なルールに気づかせながら、自分たちの生活と関連づけてその認識を拡大させている¹⁰。しかし、遊びのルールで学んだルールの有効性をもとにルールを肯定的に受け入れ、そのまま社会生活のルールへと適用させてもよいのだろうか。実社会のルールや法は、私たちの権利や円滑な社会生活を保障してくれる一方で、命令や禁止、違反した場合の強制的な制裁（刑罰や損害賠償）など、非常に強力な社会規範として機能する。つまり私たちの生活を強固に制約する側面がある。ルールの利点と同時に、その弊害も理解しておく必要があるといえる¹¹。またみんなの合意を得たルールといえども、そこに反映されなかった様々な意見がある。そうした点を考慮しつつ、ルールを受け入れることの意味や、ルールが絶対ではないことへの理解が大切である。先の小学生の意見に顕著に表れているように、ルールづくりで出された意見の中には、現実的にみてやや厳しすぎる内容が多く含まれている。これらの意見（例えば、ルールに違反した際の罰金や連帯責任をとらせる、等）は、子どもたちが状況を改善するために一生懸命考え出し合ったものである。しかし、ルールが強力な権力として働くことを考慮に入れば、ルールを守ることの大切さを強調するだけでなく、安易に増やす問題性にも着目すべきである。そのためルールについて考えさせる場面の設定には、とくに留意せねばならない¹²。

第三に、ルールをつくったあとの検討の仕方である。授業では、自分たちが考えたルールを自分たちで評価するという活動が組み込まれている。そこでは出来上がったルールを対象に「手段の相当性・明確性・平等性・手続の公平性」の観点から、問題がないかどうかを見直させている。だがルールの真価が本当に問われるのは、それが自分たちの生活の一部として動き始めてからである。ルールはつくることも大変だが、それに基づいてみんなが取り組んでいくところにこそ努力を要する。つまり、ルールをつくったことで問題が解決するのではなく、ルールをきちんと動かしていけるかが鍵となる。土井は「ルールづくり」の学習で重要な点の第1に、「法が自分たちのものであることをしっかりと認識させること」と述べている（土井 2009：22）。新たなルールがスタートしたあとの状況や、自分たちの将来の行動を想定したルールの評価が、そうした認識を育成する手がかりとなるだろう。例えば「つくったルールを維持するためにどうしたらよいのだろう」という問いかけ一つでも、ルールを維持する大変さや労力まで目を向け、ルールの役割・意義の理解を深められるはずである。

全体的にみると、「ルールづくり」の授業は、ルールやきまりの意義を理解し、それを守ることの大切さが強調された授業が多い。この背景には、学習指導要領の規定が大きく影響していると考えられる。Ⅱ章3で述べたとおり、社会科や道徳教育では、「集団や社会のきまり

を守ること、法やきまりの意義を理解すること」が明記された。この文言自体は、とても大切なことである。だが国家権力の行使という上からの法と、それにつき従う国民という関係図式の延長線だけから、社会と法の関係を捉えることには注意を要する。なぜなら権力を無条件に受け入れることと、子どもたちが主体的に法やきまりのあり方を考え、それらを築き上げていくこととは異なるからである。小学校の法教育を創る留意点として江口(2008:26)は、「自由かつ公正な社会のために、自分が守りつないでいかなければならないこと」という視点の大切さを述べているように、法を与えられたものとしてではなく、自分たちの法にしていくための授業づくりが、これからの市民社会にとって欠かせない。現代社会は、社会保障や福祉、雇用をはじめ、あらゆる場面で法に基づく行政行為が重視される。一方で、モラル規制や罰則強化など、人の思想・信条やとるべき行動のあり方にまでも深く介入するようになった。そこで例えば“ゆずり合いの精神”や“人を思いやる心”といった人間の内的成長を涵養する根拠を、安易に、法やきまりの存在に求めていくことには留意する必要がある。

2 単元名「模擬裁判」の授業

(1) 教材の概要

次に「模擬裁判」の教材についてみていきたい。学校教育の中で、“模擬裁判”という学習方法が注目され始めたきっかけは、裁判員制度の導入によるところが大きい。中学校社会科公民的分野では、「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること(文部科学省2008:45)と示された。これをどのように教えていくかについては、関心の高まりをみせているところである。これまでに社会系教科(小学校社会科、中学校公民的分野、高等学校「現代社会」「政治・経済」「倫理」等)の中では、裁判の種類や三審制のしくみ等の理解、あるいは現実の社会的な紛争を取り上げて意思決定や価値判断を行わせる授業がなされてきた。しかし、実際の裁判員制度ではもっと現実の生々しい状況に目を向け、否応なく有罪無罪の難しい判断を迫られることになる。そこには被告人に対しても社会に対しても、一市民としては極めて重い責任が伴う。こうして教員自身を含めて、子どもたち一人ひとりが、今後、裁判員として直接司法に参加する可能性がでてきたことは、学校教育において法廷見学や裁判傍聴、模擬裁判の実施など、より実践的に司法や法の意義を捉える取り組みに目が向けられる契機となった。とくに模擬裁判は、裁判の再現を通じて、裁判員の仕事や裁判手続きの流れ、司法の役割などが、子どもたちに具体的にイメージされやすく、小中高を問わず実践を行っている学校が多数あると考えられる。

模擬裁判の教材は、扱う事例や方法によって様々なものが存在する。茨城県弁護士会の後藤直樹弁護士が開発した『『オオカミなんか怖くない』殺オオカミ事件¹³⁾』(大杉2006:57-71)や、平成19(2007)年2月から法務省のHPで公開されている「裁判員制度を題材とした教育教材」など中学生向けの教材のほかに、同年8月より行われている日本弁護士連合会主催の「高校生模擬裁判選

手権¹⁴⁾」では、弁護士による支援のもとで事件の争点を高校生が整理するなど、より難易度の高い模擬裁判が行われている。

本稿では、法務省により中学生対象に作成された「裁判員制度」の教材を取り上げる¹⁵⁾。本教材の単元目標は、①裁判のロールプレイングを通して司法や裁判員制度についての関心を高める。②証拠の整理や他者との討論から事象を多面的・多角的に考察し、総合化して公正に判断する。③個々の事実を正確に把握して評価し、また、その事実に基づいて自分の考えを適切に表現する。④刑事裁判及び裁判員制度の仕組みと意義などについて理解する、の4点である。全三時間で構成された指導計画の第一時「刑事裁判、裁判員制度の概要について知る」では、刑事裁判の仕組みや基本原則、裁判官、裁判員、検察官、弁護人の役割を確認し、刑事裁判に裁判員制度が導入されることの意義を考察する。ここで強盗致傷事件を題材とした模擬裁判を実施し、生徒自らが裁判員として判決を考えていく過程で、事象を多面的・多角的に考察する方法を学習する。第二時「証拠の見方について知る」では、有罪・無罪双方の根拠となる証拠を、その二面性や重要度などの点から検討させる。第三時「裁判員制度の意義について知り、また制度の課題について考える」では、クラス全体での評議を行い、意見の多様性を知るとともに、国民が裁判に参加する裁判員制度の意義や課題について考えさせる。

ここでの模擬裁判の基本的な流れは、まず子どもたちがあらかじめ用意された裁判のシナリオをもとに、役割分担した登場人物の立場から裁判を進行し、そこで事件の概要や関係者の証言が確認される。そして各自が有罪・無罪の根拠とした事実や証拠をもとに話し合い(評議)を行い、判決を決めるものとなっている。

(2) 授業の特徴と課題

模擬裁判の授業でも「ルールづくり」の授業と同様に、現実社会の問題やしくみを役割体験(ロールプレイング)によって理解するところは共通している。ここでは裁判の登場人物や裁判員を疑似的に経験することで、制度の概要を知識として覚える表面的な理解とは違う形で、裁判に対する認識を深めることができる。具体的には事実認定や量刑判断の難しさ、判決の影響力と責任の重さなどであり、人が人を裁くという裁判の本質にも関わる認識の深化である(三浦2009:164)。それでは「模擬裁判」の授業について、「ルールづくり」で提示した三つの観点と対応させながら考察していきたい。

第一に、裁判員制度の必要性を、子どもたちに考えさせる機会が保障されているかについてである。模擬裁判は、今後、自分たちが裁判員制度にどう関わっていくかを、明確に意識できる教材である。その反面、制度そのものの今後のあり方を考えることは見落とされがちである。本教材では、第三時の最後に、裁判員制度の意義や課題について考えさせる内容が提示されているものの、十分に引き上げて検討する時間配分にはなっていない。あくまでも授業の意図は、子どもたちの裁判員制度への参加意欲を向上させ、「裁判員のたまご」を育てることにある。つまりそこには、裁判員制度を無条件で受け入れる前提があり、制度そのものの今後のあり方、方向性

を検討する視点が弱いといえる。裁判員制度は、施行後の状況をふまえた改善の余地を残しており、さらに広げれば、死刑制度や冤罪などの刑事司法全体にかかわる課題をも含みこんでいる。もし「模擬裁判」をきっかけにして、現在進行形で変化する裁判員制度の動きやその課題の理解に目を向けられれば、子どもたちが市民の視点から、現実社会との関わり方を具体的に考える題材になるはずである。

第二に、裁判の種類の違いという点についてである。模擬裁判では、裁判員制度が刑事事件を対象とすることから、刑事裁判を取り上げることが多い。しかし裁判には民事裁判や行政裁判もあり、裁判の理解という点では必ずしも刑事裁判だけを事例にする必要はない¹⁶。裁判が刑罰を科すだけのものではなく、私人間での争いにおける仲裁的役割や、国や行政の行為、責任を問うといった機能も担う。多様な種類の裁判があることを知った上で、なぜ裁判員制度が刑事事件を対象としたのかを考えてみることで、司法が社会の中で果たす役割を介した社会認識の深化が図れるだろう。とくに模擬裁判は、裁判過程に内在する事実認定の難しさや、人が人を裁くことの重みなどを理解しやすい。その特徴を生かして、冤罪や死刑制度といった司法制度全体の課題と関連づけて、視野を広げていくことが有効である。

第三に、自分が導き出した判決や裁判員制度をどう評価するかという点についてである。授業では証拠のもつ多面性の理解や評議の過程が重視され、判決や制度を客観的に、あるいは社会的な観点から検証する内容の扱いは少ない。指導計画では、生徒に判決を考えさせる場面が何度かある。一度目は、裁判の内容だけをもとにした判断、二度目は、班やクラスでの評議をふまえた上での判断を行わせている。おそらく子どもたちの中には、自分が最終的に下した判決が妥当だったのかどうか、判決が被告人や社会へ与える影響などを考える子どもがいる¹⁷。そうした意見を生かしながら、子どもたちがあらためて判決や制度を自分なりに評価し、制度の今後の方向性を探ることが重要である。

ここで取り上げた「模擬裁判」の教材は、授業展開としてはスタンダードな内容である。だが法務省が作成した教材という点では、裁判員制度の円滑な実施を進めたい意図が表れており、裁判員制度の必要性や制度に対する評価といった、現在の制度が抱えた課題を子どもたちに意識させることには消極的なように見受けられる。現代の法化社会においては、市民が主体となって法や制度の不備、機能不全によって生じた社会生活上の様々な課題を見直し、その意見を積極的に反映させていくことが求められている。その点では、裁判員制度が、市民にとって司法に直接参加する唯一の機会でもあり、この制度を題材として、法（司法）システムのあり方や市民の社会参加について考えていくことができるといえる。また模擬裁判は子どもたちにとっても、体験活動の楽しさから関心を高められる教材である。そこでただ楽しいだけで終わらせないための工夫が求められる。

Ⅳ むすびにかえて

本稿では、法務省により作成された二つの教材を中心に、「ルールづくり」と「模擬裁判」の授業の特徴と課題を検討してきた。これらは教材開発の過程で、法律家や教員がそれぞれの立場から意見を出し合い、実験的な実践が試みられた上で作成された教材である。しかし、法教育の理念と作成された教材の間には、十分に関連づけがなされておらず、また、それが教育現場において、法教育の考え方や実践が浸透しきれない要因になっていると思われる。本章では、その要因を以下の二点に整理して、むすびにかえたい。

第一に、教育現場との温度差を生み出す背景としては、行政の視点からの授業づくりという特色が影響していると考えられる。司法制度改革を含めて、これまで行われてきた社会構造に関わる様々な改革は、国（行政）を主導として行われてきた。法教育の推進についても同様である。だが現代社会が抱えた様々な課題に対処していくためには、国あるいは法や制度と、それに従う国民という関係性に基づく法の理解ではなく、市民一人ひとりが自分たちの社会生活に関わる問題として法を理解し、そのあり方を考えていくことが求められる。法教育の推進を上からの教育改革として終わらせないためにも、今回取り上げた教材を、そうした観点から見直すことで、さらに実り豊かな実践の展開へとつなげていけるだろう。そのためには、日々の授業を行う教員自身が、国や行政の役割、社会にとっての法のあり方を考え、そこでの課題を授業の中で子どもたちとともに問う姿勢が大事になる。また、必要に応じて専門家の支援を仰いだり¹⁸、異なる立場の意見を確認しながら、学校教育が、大きな意味で司法制度改革後の社会のあり方を考える場としての役割を果たすことが望ましい。

第二に、法化社会の進展という現代の社会状況が挙げられる。このことは法教育の実践を行っていく上で、教員に難しさを感じさせる要因ともなっている。すなわち、法は、市民の社会生活が多様化するのに伴い、高度に専門化・複雑化してきた。そうした法の役割が増した背景には、まさに社会の変化と市民の社会的要求の多様化があると考えられる。それらの理解は容易ではないが、社会にとって、あるいは自分たちの社会生活にとっての法という密接なつながりをもつ観点から、その存在意義や具体的な役割を考えていくことが、法化社会の方向性を見定めていくことになる。それには現実を理解するための必要に応じて、そこに関わる法の役割を考えてみるのが大切である。またそれは、市民に対して法律家が持ちうるような専門的知識を求めるものではない。現実の社会問題のなかには、法の未整備や制度の運用による課題が要因となって事態を硬直化させ、問題の解決が図れない場面が多々ある。さらに市民にとって、法や制度がわかりにくいままに存在していること自体が、決して望ましい状態ではない。言い換えれば、法の理解を困難にさせている中に、じつは法システムや行政システムそのものの課題が内在していると考えられる。そこで、「なぜ法が整備されていないのか」、「なぜ市民にわかりにくい制度運用がなされているのか」という問いから、市民

の視点で法や行政をチェックしていくことが重要である。そうした視点の拡がりを意識した授業づくりが、現代社会の特色を理解し、個々の問題へも具体的に対応していける力を育み、『法の教育』が教育の中で果たす役割は、よりいっそう大きいものとなるだろう。

最後に、司法制度改革以降の学校教育において、法をどう取り上げていくかは、子どもたちをどのような市民として育てていきたいのかに関わることである。そのとき子どもたちが「法を身近に感じる」ことと、「法や制度を受け入れる」ことでは、その意味が大きく異なる。前者の意味で、法が自分たちの社会生活をより豊かにしていく役割のあることを理解し、社会に関わっていくようになることが、今後の授業づくりの視点として大切である。

【注】

- 1 法の複雑化と機能不全という現代社会における法の動態をとらえた“法化”に関する議論が、なぜ『法の教育』について示唆を与えるのかについて、若干の意見を述べておきたい。法化に関する問題が意識された背景には、ドイツにおける社会福祉国家の進展（広渡 1997：143-149）と、アメリカの訴訟社会に表れた法への過度の依存（棚瀬 2002：97-109）という二つの状況が存在していた。異なる背景の中で共通して見出されるのは、社会にとっての法のあり方とその役割を見直す必要があるという点である。またその根本には、国家が市民の社会生活へどこまで介入すべきか、という許容範囲の問題が含まれる。このことは日本の法化を考えていく上で重要な論点である。同時に、社会科教育では、社会認識の育成と市民的資質の育成とを目標としている。法化社会の理解は、現代社会をどう理解し、関わっていくのかを子ども自身が考える際に有効な視点であると考えている。
- 2 平成11（1999）年11月に設置された司法制度改革審議会が根本的課題としたのは、「自由と公正を核とする法（秩序）が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになるため」であった。そして、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革の根底に共通して流れているのは、「国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自立的かつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志」であるとした。司法制度改革は、過度の事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換を図るにあたり、司法制度の改革が、わが国の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置付けられたのである。（司法制度改革審議会 2001：3）。
- 3 当初は「司法教育」という名称が用いられていた。（司法制度改革審議会 2001：112）
- 4 法教育研究会による一連の検討成果は、平成16（2004）年11月に報告書として刊行され、法教育の理念や教材等が紹介されている（法教育研究会 2004）。これを土台に法教育研究会（2005）が出版された。

- 5 法務省「法教育プロジェクトチーム」
<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/houkoku02.html> 2011/2/28アクセス
 平成22（2010）・23（2011）年度からは「京都法教育推進プロジェクト」が動き出した。これは京都市内を中心に、広く法教育の推進・発展を図るために、教育委員会、法科大学院、裁判所、検察庁、弁護士会等の関係諸機関が連携して、法教育に取り組んでいこうとするものである。具体的には、指定実践研究校の設置や出前教室、法廷傍聴等の通年実施、夏休み法廷見学や教員研修、法律討論会、大学生のインターンシップ、中学生向けオープンキャンパスにおける法に関する講演等の取り組みが計画・実施されている。対象は小中高等学校および大学が中心であり、法教育を学校教育に普及・定着させる目的がある。
- 6 今後は、こうした関係諸機関がいかに連携していくのかについても、法教育を発展させていく上で課題になっている。学校の教員からしても、アクセスしやすいことが望ましい。
- 7 別の論稿において、社会科教育で行われてきた授業の中で法を扱った学習を対象に、その類型化を試みた。法学習の類型として、静態的法学習（受容型）と動態的法学習（能動型）に分類し、後者はさらに法システム学習と社会問題学習に分けられることを指摘した（三浦 2007：83-87）。
- 8 日本弁護士連合会・関東弁護士連合会・横浜弁護士会主催（2005）「法教育シンポジウムin KANAGAWA」シンポジウム資料、14-34
 横浜弁護士会のホームページからは、本教材を用いて横浜市内の中学校で実施された授業の様子を収めたDVDと資料を入手できる。また平成18（2006）年4月には法教育センターが開設され、学校からの依頼を受けて裁判傍聴や講師派遣等、積極的な活動を行っている。
- 9 例えば橋本・野坂（2008：133-143）の中で紹介される「減らそう放置自転車大作戦！（小学校・全3時間）」では、どんな人が何に困っているのかを確認させ、問題解決の論点として、「取り締まり／啓発活動／駐輪場の建設」の三点を提示し、それぞれの側面から解決策を考えさせる。ここではルールづくりによらない解決策が示されている。
 ルールをつくり自分たちで守るという解決方法は、自らが問題の当事者として関わるような状況の中で最も考えやすい。その点で放置自転車の問題は、子どもたちが当事者の視点を取り入れやすく、また不特定多数の人々が関わるため、行政の介入を視野に入れた解決策の策定がなされた。
- 10 ルールの存在を認識する導入として、子供にとって身近な空間から法が効果を発揮する規模を拡げていくことで、認識を深化させている。
- 11 Center for Civic Education（2002：52-53）は、アメリカの法教育テキストとして、日本の法教育を考えていく上で先駆的な役割を果たした。例えばこの中には「権威の行使による一般的な利益と費用は何か？」を学ぶ項目がある。まず一般的な利益は、安全、自由

- やほかの権利、公正さ、反対・競合する考えの調整、生活の質の確保を挙げる。そして一般的な費用として、自由の制限、監視の必要性、硬直性、責任の放棄、権威への対価（費用）が具体例とともに説明されている。
- 12 ルールをつくることは、自分たちが従わなければならない原則を自分に課しているということでもある。身の回りに従うべきルールが溢れている社会、自分たちの生活が必要以上に制約された社会が、本当に望ましいのかを吟味する視点が必要なのではないか。また小学4年生が作成した「ごみ出しのルール」は、罰則が考え出され、比較的厳しい内容となっている。細かく取り決めたルールがそのまま自分たちの日々の生活にはね返ってくるということが、実感として意識されるまでには至っていないと考えられる。
- 13 茨城法教育研究会「法教育教材集」模擬裁判のための多数の教材が掲載されている。
http://www.geocities.jp/lre_ibaraki/index.html
 2011/2/28アクセス
- 14 2011年で第5回目を迎えた「高校生模擬裁判選手権」は、弁護士の支援を受けて、1つの事件を素材に参加校が検察側・弁護側に分かれ争点整理を行い、模擬法廷において証人尋問・被告人質問を行う。ディベート形式で争われるが、そのねらいは刑事手続の意味や刑事裁判の原則の理解にあるとしている。
- 15 法務省（2007）「裁判員制度を題材とした教材」
http://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_info_saibanin_kyozai.html 2011/2/28アクセス
- 16 行政裁判をもとに小中高での授業を行った実践報告がある。国の責任の有無を判断するものであり、事例はO-157の感染源とされたカイワレ生産者らが国を相手に損害賠償請求訴訟を提起した内容を扱っている（嶋津ほか 2005：1-149）。
- 17 本教材には実践報告が掲載されていないため、この教材とほぼ同様の授業を千葉大学附属中学校で実施した際の生徒の反応や意見を参考にした（三浦 2008：99-108）。
- 18 “法教育”の授業づくりでは、法律専門家との連携が意識され、すでに様々な取り組みが行われている（法教育研究会 2005：22-29）。今後は、教員と専門家が密に連携をとっていくというよりも、柔らかな支援体制であると思われる。例えば、複雑な法規の意味や、利害対立で見えにくくなっている争点を、わかりやすく整理された情報として、入手できることなどで

ある。

【引用文献】

- 江口勇治・磯山恭子編（2008）『小学校の法教育を創る』東洋館出版社
- 大杉昭英（2006）『法教育実践の指導テキスト』明治図書
- 棚瀬孝雄（2002）「第4章 法化社会と裁判—国際化時代の日本の裁判」『権利の言説 共同体に生きる自由の法』勁草書房、97-125
- 土井真一（2009）「法教育の基本理念—自由で公正な社会の担い手の育成」大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの—その実践に向けて—』商事法務、3-28
- 佐藤幸治・竹下守夫・井上正仁（2002）『司法制度改革』有斐閣
- 司法制度改革審議会（2001）「司法制度改革審議会意見書」嶋津格（研究代表者）（2005）『法学的能力の発達と教育の可能性についての研究』平成15・16年度科学研究費補助金研究成果報告書
- 田中成明（2000）『転換期の日本法』岩波書店
- 橋本康弘・野坂佳生編著（2006）『“法”を教える身近な題材で基礎基本を授業する』明治図書
- 広渡清吾（1997）「日本社会の法化—主としてドイツとの対比で」『岩波講座 現代の法15 現代法学の思想と方法』岩波書店、143-176
- 三浦朋子（2007）「法教育に関する理論的考察および新たな方向性—法と社会の見方による差異と学習類型の分析から—」社会系教科教育学研究第19号、81-87
- （2008）「第5節 実践の総括および今後の課題」藤井俊夫編『学校教育における法教材の開発』千葉大学人文社会科学部研究プロジェクト報告書第165集 99-108
- （2009）「模擬裁判」日本公民教育学会編『公民教育事典』第一学習社、164
- 文部科学省（2008a）『小学校学習指導要領』東京書籍
- （2008b）『中学校学習指導要領』東山書房
- 法教育研究会（2004）『我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—』<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf> 2011/05/08アクセス
- （2005）『はじめての法教育』ぎょうせい
- Center for Civic Education（2002）『テキストブック わたしたちと法』（江口勇治監訳）現代人文社